

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、平成16年4月26日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「・平成〇年〇月〇日付け訴状（都市再開発法による再開発組合解散認可処分取消請求事件）・同上事件に係る訴訟委任及び代理人の指定並びに訴訟委任に係る予備費の充用について（伺い）・同上事件に係る支出命令票、支出負担行為票及び予算充用計算書・同上事件に係る訴訟委任契約書・同上事件に係る訴訟経過報告」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成16年5月18日付け建第82号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成16年6月1日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「印影を除き全部開示を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人から意見書は提出されず、口頭による意見陳述の希望もなかった。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の性格

鹿児島県知事が、平成11年3月31日付けで行った〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合の解散認可の処分について、平成16年1月14日付けで鹿児島地方裁判所に処分の取消しを求める訴状が提出された。

県は、この訴訟を処理するために代理人の指定等の手続を行い、鹿児島地方裁判所において同年〇月〇日に第1回の口頭弁論が行われた。

本件対象公文書は、当該訴訟に関する訴状、県の手続き及び裁判の経過を示す書類である。

(2) 一部開示の理由

条例第7条の規定により、本件対象公文書の開示の適否を判断した。

その結果、次のとおり本件対象公文書に条例第7条の不開示情報が含まれていたため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示としたものである。

ア 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性

本件対象公文書のうち、支出命令票に記載されている弁護士の金融機関名、口座番号及び口座名義人は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該個人の権利を害するおそれがあり、不開示情報に該当するものと認められる。

イ 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）該当性

本件対象公文書のうち、訴状（甲第1～5号証を含む。）、訴訟委任契約書並びに訴訟経過報告に添付の答弁書及び準備書面に押印されている個人、組合、組合理事長、乙（弁護士）及び訴訟代理人の印影は、開示することにより個人、組合及び事業を営む個人の財産その他の利益の保護、犯罪の防止及び公共の秩序の維持に支障を生じるおそれがあり、不開示情報に該当するものと認められる。

ウ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性

本件対象公文書のうち、訴訟経過報告の弁護士からの指示については、争訟に関する情報であって、県の争訟に係る当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、不開示情報に該当するものと認められる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年6月11日	諮問を受けた。
平成16年7月27日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月4日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成17年6月15日	諮問の審議を行った。
8月19日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
9月13日	諮問の審議を行った。
10月19日	諮問の審議を行った。
11月10日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、上記3の(1)のとおりであり、異議申立人からの異議には印影の不開示部分が除かれていたため、印影以外の不開示部分を判断の対象とした。

イ 法人等に関する情報について

(7) 条例第7条第2号本文該当性

同号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」については、開示しないことができると規定している。

これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。したがって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

本件対象公文書のうち、「支出命令票」に記載されている弁護士の金融機関名、口座番号及び口座名義人は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該事業を営む個人の権利を害するおそれがあり、同号本文に該当するものと認められる。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性

同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、ただし書に該当する場合は不開示情報から除外する規定となっている。

これは、法人等に関する情報であっても、当該法人等又は個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害からこれらの法益を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報は不開示情報から除くものである。

上記(ア)で不開示としたこれらの情報が、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

ウ 事務又は事業に関する情報について

(ア) 条例第7条第6号前段該当性

同号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

これは、県の機関が行う事務は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示にする合理的な理由があるためである。

本件対象公文書は、県が被告となっている都市再開発法による再開発組合解散認可処分取消請求事件に係る公文書であるので、同号前段に該当することは明らかである。

(イ) 条例第7条第6号後段該当性

同号後段の要件である「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、その該当性を客観的に判断する必要がある。

そのため、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならず、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならない。

本件対象公文書のうち、「訴訟経過報告」に記載されている弁護士からの指示については、県が当事者として現に係争中の争訟に関する情報であって、開示することにより、県の争訟に係る当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、同号後段に該当するものと認められる。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。